

西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、西毛地域水道事業者協議会に所属する構成員(以下「会員」という。)が、災害の発生により被災し、当該会員のみでは十分な応急措置ができない場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害及び濁水等により生ずる被害をいう。(連絡担当部課)

第3条 会員は、あらかじめこの協定に基づく相互応援の連絡窓口として、連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれのあるときの情報交換及び応援の要請等は、この連絡担当部課を通じて行うものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水に必要な資機材、物資及び車両等の提供
- (2) 施設の応急復旧に必要な資機材、物資及び車両等の提供
- (3) 応急給水及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第5条 災害を受け、他の会員の応援を要請しようとする会員(以下「被災会員」という。)は、法令その他に別段の定めがあるものを除き、別に定める応援要請手続により応援を要請するものとし、要請を受けた会員(以下「応援会員」という。)は、極力これに応じ援助に努めるものとする。

2 応援の要請は、被災会員が次の各号に掲げる事項を明示し、口頭又は電話、電信その他の情報伝達手段により行い、後日、速やかに応援会員に文書を送付するものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 応援に必要な資機材、物資及び車両並びに職種別人員
- (3) 応援を受ける場所
- (4) 応援を受ける期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

(応援経費の負担)

第6条 この協定に基づく応援に要した経費は、法令その他に別段の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡会議)

第7条 この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、必要により幹事市は、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、西毛地域水道事業者協議会に属する市町村で構成するものとする。

(資料の交換)

第8条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を随時相互に交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの内容に疑義若しくは変更する必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年10月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各自署名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成26年10月2日

藤岡市 市長
富岡市 市長
安中市 市長
神流町 町長
下仁田町 町長
甘楽町 町長
上野村 村長
南牧村 村長